



消費生活だより



令和7年7月号

こんにちは 岡山市消費生活センターです！
今月は、警察官を名乗る人物からの電話で個人情報等を聞かれたため、教えてしまった事例について紹介します。不審な電話には、所属と名前を確認して折り返すようにしましょう。

【事例】

警察官を名乗る人物から電話があり「あなたの口座が犯罪に使われている。このままだとあなたも罪に問われる可能性がある。」と言われた。番号の下4桁が警察署でよく使われている「0110」であったため信用し、住所等の個人情報を教えた。しばらく話を続けた後、資金調査のために口座内のお金を振り込むよう指示されたため、不審に思い電話を切った。

警察を名乗る電話？
信用する前に要確認！

【ひとことアドバイス】

- ★警察を名乗る電話に関する相談が寄せられています。無料通話アプリのビデオ通話等に誘導し、偽の警察手帳を見せることで信用させる事例もあるため、注意が必要です。
- ★警察が無料通話アプリのメッセージやビデオ通話等で連絡を取ることはありません。
- ★警察からと思われる番号でも、名前と所属部署等を確認し、自分で検索した正しい番号に折り返し確認の連絡をしましょう。
- ★不安なことがあれば、早めにお住いの地域の消費生活センターへご相談ください。



「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方

(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

